

外断熱 オール電化住宅



## 光と風を感じる家 完成見学会

「たくさんの窓がある、明るい家が欲しい。」、「風通しのいい家が欲しい」、「最近の家は窓が小さくて、なんとなく息苦しく感じて…」という方には是非見ていただきたい家です。



9月6日(土)、7日(日)

AM9:00~PM5:00



南魚沼市長森地内での開催です。

有限 行方木工所  
会社

南魚沼市一村尾 3399

Tel 025-777-2472 Fax 025-777-4088

HP <http://www.sc-namekata.co.jp/>

E-mail ken-n777@lapis.plala.or.jp

消費増税、住まい給付金、相続増税対策、

「雪が降るまでに今年こそ外回りのリフォームを…」等  
住まいの何でも相談のつもりでお気軽にご来場ください。

設計、資金計画等プロが何でもお答えします

# 【住まい給付金】

ご存知ですか？

【図表5】

新制度

## すまい給付金

引上げ後の消費税率が適用される人に給付金が支払われる新しい制度。新築住宅はもちろん、中古住宅も対象となります。ただし、指定の検査を受けるなど、住宅の品質や耐震性が確認できることが条件です。

ここがポイント！

最大30万円が給付される！

※消費税10%時は最大50万円に！

【対象】 新築住宅・中古住宅（ただし個人間売買は消費税が課税されないため対象外）

【内容】 ローン利用者だけでなく、現金で購入した人にも給付。

※ 引上げ後の消費税率が適用される人が対象。

【対象者の要件】

- ・住宅を取得し自分で居住する人。不動産登記上の持分保有者。
- ・住民票で取得した住宅への居住が確認できる人。
- ・収入が一定以下の人。

【8%時】 年収が510万円以下 【10%時】 年収が775万円以下

※住宅ローンを利用せず、現金で住宅を取得する人は年齢が50才以上で、年収が650万円以下（都道府県民税の所得割額が13.30万円以下）の人。

〈消費税8%の時〉

年収の目安	都道府県民税の所得割額	給付基礎額
425万円以下	6.89万円以下	30万円
425万円超 475万円以下	6.89万円超 8.39万円以下	20万円
475万円超 510万円以下	8.39万円超 9.38万円以下	10万円

〈消費税10%の時〉

年収の目安	都道府県民税の所得割額	給付基礎額
450万円以下	7.60万円以下	50万円
450万円超 525万円以下	7.60万円超 9.79万円以下	40万円
525万円超 600万円以下	9.79万円超 11.90万円以下	30万円
600万円超 675万円以下	11.90万円超 14.06万円以下	20万円
675万円超 775万円以下	14.06万円超 17.26万円以下	10万円

【給付額】

- ・収入額（都道府県民税の所得割額）によって給付基礎額が決まり、給付基礎額に登記上の持分割合を乗じた額（千円未満切り捨て）が給付される。

不動産の登記事項証明書で確認します。

$$\text{給付額} = \text{給付基礎額} \times \text{持分割合}$$

都道府県民税の所得割額は、市区町村が発行する課税証明書で確認します。

## ！ここがポイント！

- ・ 引上げ後の消費税率が適用される住宅を取得する場合、引上げによる負担を軽減するため現金が給付されます。
- ・ 平成26年4月から平成29年12月まで実施予定です。
- ・ すまい給付金を受け取るためには、給付申請書を作成し、確認書類を添付して申請することが必要になります。

# 詳しくは完成見学会で！